

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 1 日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項 : 第31条第 2 項
処 分 概 要 : 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者 (委任先) : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条 (届出及び申請の手続)、第30条 (許可の期間の延長)
審 査 基 準 : 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間 : 2 日以内
申 請 先 : 申請書は、最初の所持許可申請書を提出した警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係 (078-341-7441 内線 3415)
備 考 :